

恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

1 政令の趣旨

本政令は、恩給法（大正12年法律第48号）に基づき、平成22年度における恩給年額の改定率を定めるものである。

2 政令の内容

平成22年度における恩給改定率を0.976（前年度と同率）とすること。

3 施行期日

公布の日（平成22年4月1日）